平成２９年（フ）第６８号
埼玉県越谷市弥栄町３丁目52番地31　シティーハイム美里101号
債務者　加藤　弘子
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第８４号
埼玉県八潮市大瀬４丁目２番地10　ｃｏｍｆｏｒｚａⅡ202号室、旧住所栃木県宇都宮市西一の沢町14番33号　レインボウ・Ⅰ　105号室
債務者　梅澤　千晶
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第８７号
埼玉県草加市神明１丁目４番27号　神明マンション207号
債務者　藤原　義靖
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第６号
新潟県加茂市大字前須田372番地
債務者　石田　　忠
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２９年（フ）第７号
新潟県加茂市大字前須田372番地
債務者　石田　美代
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２９年（フ）第１１号
新潟県三条市曲渕２丁目21番52号
債務者　松井　正明
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２９年（フ）第３３号
静岡県伊豆の国市長岡152番地の11
債務者　鈴木　優平
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第４２号
静岡県沼津市宮前町16番地の６　鈴木マンションＢ一203、前住所静岡県沼津市北園町３番地の１　アリエッタ101
債務者　遠藤　三希（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第６号
札幌市東区北27条東９丁目１番26号　阿部忠男方
債務者　白幡　雄治
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２５号
札幌市北区篠路５条５丁目２番５号　ピュアハイツ101号
債務者　山中　美紗（旧姓渡會・前坂）
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３２号
札幌市南区澄川３条４丁目５番１号　第３スワローハイツＢ207号
債務者　石岡　雅広
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４３号
札幌市中央区南７条西14丁目２番21一110号
債務者　加藤タエ子
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７２号
札幌市中央区南２条東４丁目４番地１　パティーナ東大通401号
債務者　若生磨有子（旧姓片岡）
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２６号
札幌市手稲区稲穂４条３丁目５番５一102号
債務者　野村絵美里
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１号
北海道網走郡大空町女満別東陽２丁目５番３一204号東陽公住
債務者　山本由美子
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２９年（フ）第１９号
相模原市緑区三井388番地１　ハーモニハウスロビン201号
債務者　中野　友裕
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
横浜地方裁判所相模原支部